

令和4年度
事 業 計 画 書

社会福祉法人 德慈会

介護計画

令和4年度もコロナ禍でのスタートとなりました。変異株が後を絶たず再拡大の懸念もされる中で介護の新時代と言われています。

豊かな超高齢者社会を迎える為に、私たち高齢者福祉施設で継続すべき事は「福祉人材の確保」「認知症の向上とICT」「介護ロボットの応用」「自立支援・重度化防止」

「認知症施策の総合的推進」等、制度の持続に加え感染症防止対策・地震等の自然災害に対する対応も訓練を踏まえ実施する事が望まれています。

困難な状況下ではあると思われますが、地域との関わりにも積極的に加わり資源提供をすると共に、職場内の一層の組織強化と多様なサービス展開・取り組みを再確認し、地域に密着した介護施設として提供を行う為の年度計画と目標を掲げます。

1) 利用者様への接し方

< 2階・3階入所者様 >

引き続き、入所される利用者様は介護度が3以上です。状況に応じて介護2の方も入所になるケースも考慮野に入れ、現在入所中の利用者様の状況を把握しながら、全体の環境に沿えるように、個々のADL・ニーズに対応に即応した支援・ケアを心掛け、落ち着いた暖かい雰囲気を整え、気力・体力・認知症に伴う精神面の低下に配慮し、各部署との連携の下に事故防止に努める。

2) 介護職員の心掛け

- ①ケアプランを基に介護・看護部署との連携を密に徹底した処遇の実践と個別ケアをより充実させ高めて行く。
- ②利用者の立場に立ち、気持ちを汲み取ったケアの提供。
- ③利用者様、そのご家族皆様方に納得・満足をして頂けるケアの提供。
- ④介護職員間・各部署間の専門的な連携と建設的な意見調整を基にしたケアの提供
- ⑤職員間の切磋琢磨・職員一人一人の自己研磨による介護技術の向上を目指し、実際の現場にて実践を展開する。
- ⑥介護職員である以前に社会人としての常識・モラルをわきまえ、プロとして恥ずかしくない職務を心掛ける

付 記

コロナウィルス感染症が2019年末から世界中に蔓延し、新たな生活様式に変わつてしましました。未だ収束をみないウィルスは変異に変異を重ね感染力と感染速度に脅威を覚えます。

この間、高齢者施設でのクラスター感染の報告を受けますが、さくら苑では職員を始め1人の陽性者（感染者）も出しています。一人一人の基本的防止対策の徹底による成果だと思います。苑内での消毒や面会、外部業者の対応等に関する対応にも注意をはらい、持ち込まない対策に力を注いでいます。引き続き、この対応は徹底していく職員一丸となって利用者様を守ります。

令和4年度さくら苑事業計画

1 基本理念

「基本的人権」 「利用者の立場に立って」 を基本理念とし、利用者及びご家族の皆様から満足と笑顔が返ってくることを励みに、「思いやりのこころ」で介護に努めます。

2 運営方針

1) 利用者の生活の質の向上

利用者一人一人のニーズと意思を尊重し、観察力を怠らず可能性の実現と生活の質の向上に努める。

2) 公平・公正な施設運営の厳守

利用者の生活と人権を擁護する為、自己点検を強化し公平・公正な開かれた施設運営に努める。

3) 従業員の資質・専門性の向上

常に誠意をもって質の高いサービスが提供出来る様、自己研鑽に励み 専門性の向上に努める。

4) 地域との交流を拡大

地域との交流を促進し、ボランティアの受け入れを拡大し「開かれた介護施設」として利用されるよう努力する。

3 事業目的

様々な事情によって家族と離れ、ホームを「生活の場」とされている方々の為にさくら苑は「生活の場」を提供し、共に生活する喜びを分かち合っています。

この『生活の場』を職員が認識しつつ『明るくて元気で温かな心安らぐ施設』を目指して行く。

4 事業計画

(1) 職員の育成

各種の施設内・外研修に積極的に参加し、専門性としての知識の習得・技術の向上に努めます。

(2) 処遇計画

定期的にケース会議を行い、入所者個々のA D L・問題行動の内容を検討し統一処遇の徹底と問題の解決に努めます。

(3) 環境の整備

① 施設内の美化及び植木の整備や園庭の花壇づくり力を入れる。

季節の花を咲かせて利用者や地域の人にも「憩いの場」として利用して頂けるよう、明るく住みよい環境づくりに努めます。

② 利用者身辺の整理整頓に努め、特に換気に注意をしていきます。

(4) 家族との交流

利用者の精神的なより所となるよう、家族・親族への良好な援助に努める。特に月1回以上の面会及び、正月・盆等の外泊等に働きかけ、更に施設行事への参加を促していきます。

(5) 健康管理

利用者の身体的・精神的実態を的確に把握し、協力病院と常に連絡をとり、疾病予防に努めます。

(6) 防災計画

利用者の安全を保つため、防災対策を把握し、災害の未然防止を期する。
避難訓練・消火訓練を定期的に実施します。

(7) 地域交流

地域に開かれたホームとして利用者も地域の一員として受け止め、在宅の老人福祉に寄与していく事業を積極的に行っていきます。

(8) 個人情報保護

個人情報保護法の全面施行に伴い、個人情報についてはその目的や状態を問わず、個人情報の性格と重要性を認識し、同法律の規定に基づき漏えいのないように厳格な確保に努めます。

1. 看護業務計画

(1) 健康管理

- ① 健康状態の把握
 - イ 毎日のバイタルチェック、申し送り、居室の巡回で入所者の健康状態を観察する。
 - ロ 多職種との連携により、統一した視点で日常の健康チェックを行う。
 - ハ 異常の兆候を早期に発見し、医師への連絡、指示を仰ぎ適切な処置をする。
- ② 健康診断
 - 定期健康診断、各種検査を行い、医師との連携により適切な看護、医療へとつなげていき、健康状態を把握する。
- ③ 健康の維持
 - 個々の健康状態に適した運動、食事、休養の必要量を判断し、介護職員に伝達して、実施できるようにする。
- ④ 健康教育
 - イ 健康についての正しい知識を普及し、老化と共に存し、穏やかな生活ができるようまた、老いの重要を精神面から援助する。
 - ロ 疾病予防のための知識の普及に努める。
- ⑤ 受診への対応
 - 受診の必要性を判断し受診計画を立て、他職種の協力を得て受診させ、また、必要に応じて付添、受診介助を行う。

(2) 健康障害をもった高齢者への対応

- ① 疾病を持った高齢者への看護
 - 疾病が老化とともに確実に増加し、医療を必要としている。
 - 疾病の予防と早期発見、合併症の予防
 - 疾病の早期治療援助
- ② 認知症高齢者への対応
 - 認知症の高齢者は、高齢者自身が悩み苦しむだけでなく、周囲の人々を巻き込むことが多い。「異常行動」「問題行動」を起こす人としてとらえるのではなく、援助を求め、かつ、必要としている人間として、認知症高齢者に目を向ける中で、ケアの在り方を考える
 - ① 認知症高齢者の精神状態を正しく把握する。
 - ② 身体、精神、環境の相互関係を踏まえること。
 - ③ 介護職員への助言、指導研修を行う。

施設における看護業務

《医務という立場上、医務室の整理整頓・衛生面に注意》

① 自己管理を助ける。

高齢者個々の健康状態を十分に観察し、問題を早期に発見する。
高齢者の気持ちを尊重しながら、解決に向け支援をする。

② 健康上の相談にのる。

プライバシーを守り、職員が高齢者の立場に立ってゆっくり聞き、具体的な対処の方法を指導する。

③ 自立を促す一方、必要な事は上手に依存できる様に働きかける。

自分の力を最大に生かしながら生きて行くことは重要であるが、年をとるにつれ職員の援助を必要とする利用者様がほとんどである。遠慮や気がねをせず、援助が受けられるように配慮する。

④ 人間関係を円滑に保つための調整的な働き。

長い人生を生き抜いてきた高齢者は、生活背景や性格が大いに異なる。その為、高齢者同士の関係を円滑に保っていくことは難しい面も多く見られるが、施設は、生活の場であることから、人間関係を良好にするための働きかけは重要視する必要がある。

⑤ 高齢者の生きがいを大切にする。

⑥ 他職種との連携を密にし、公平で一貫した援助を行う。

特に介護職員との協力を密にする。

⑦ 入所者が、職員に対し信頼を寄せ、日々の生活に満足感が保たれる援助活動をするためには、職員も心身ともに健康でなくてはならない。その為の健康管理を行う。

⑧ 処置等の個人に関わる業務に関してはプライバシーの保護に努める。

医務業務追加

① インシュリンの注射実施者

利用者様でインシュリン注射が必要な方に関しての注意

実施前の血糖値チェックにて、Dr 指示によるインシュリン単位の注射を実施する。

(数値の記録は忘れずに)

② 便秘症の方の対応

便秘症の方で緩下剤服用後も無便日数の続いている利用者様には更に、緩下剤（錠剤若しくは液体緩下剤）を適宜追加すると共に、腹部の張や肛門部の開き具合、また、触診等で便の位置を確認し摘便等を実施すること。

③ 利用者入浴時チェック

入浴時のチェックとして皮膚状態を観察後、状態に応じて保湿液や皮膚疾患の軟膏湿布、褥瘡等の早期発見処置、打撲や表皮剥離等の確認を行い、医師及び介護職員への連絡による連携に努める。

④ 内服薬は原則看護師が服薬させ飲用確認を行う。

(朝食時は介護職員に協力依頼をしても残薬が無いか等、服薬報告は受ける事)

⑤ 医務室管理

医務室の整理整頓及び清掃は自分達の手で行う。

医務室には薬や非常時に備えて器具等が置いてあります。医務室を不在とする時には、必ず鍵を掛けて退室をすること。

⑥ その他の業務はその都度職員間での話し合いのもと改善につとめる。

さくら苑薬管理マニュアル

1 誤薬事故防止

- ① 利用者一人一人の薬袋に名前を明記して誤薬の無いように看護師の指示のもと、介護職員との三重チェックで事故防止に努めること。
- ② 朝食時の服薬に関しては、前日に看護師が服薬者の薬を介護職員に渡す前に二回の確認を実施し、更に介護スタッフは名前と顔の確認を確実に確認した上で服薬させること。
- ③ 服薬時、急に他の介助等の仕事が入った場合には、薬箱は利用者の側に置くことは厳禁。必ず管理場所を決めておき、その場所に戻して置くこと。

2 外用薬

皮膚疾患のある利用者への対応

- ① 日勤帯の管理は確実に看護師が実施すること。
- ② 夜勤帯での必要者（湿疹による痒みのための軟膏塗布）に関しては、利用者の床頭台、若しくは、夜勤者の居るステーションに名前明記の軟膏を渡し指示をしておくこと。

薬管理者

責任者（看護主任）

看護職員

武藤 晴美

令和4年度
特養 事業計画書

社会福祉法人 德慈会
特別養護老人ホーム さくら苑

年間行事予定表

月	定例行事	季節行事	備 考
4月	お誕生会／苑内喫茶 折り紙教室／生け花クラブ／童楽会	お花見	
5月	お誕生会／苑内喫茶 折り紙教室／生け花クラブ／童楽会	端午の節句 菖蒲湯	
6月	お誕生会／苑内喫茶 折り紙教室／生け花クラブ／童楽会		
7月	お誕生会／苑内喫茶 折り紙教室／生け花クラブ／童楽会	七夕祭り	
8月	お誕生会／苑内喫茶 折り紙教室／生け花クラブ／童楽会	納涼祭	
9月	お誕生会／苑内喫茶 折り紙教室／生け花クラブ／童楽会	敬老会	
10月	お誕生会／苑内喫茶 折り紙教室／生け花クラブ／童楽会		
11月	お誕生会／苑内喫茶 折り紙教室／生け花クラブ／童楽会		
12月	お誕生会／苑内喫茶 折り紙教室／生け花クラブ／童楽会	クリスマス会 ゆず湯	
1月	お誕生会／苑内喫茶 折り紙教室／生け花クラブ／童楽会	初詣	
2月	お誕生会／苑内喫茶 折り紙教室／生け花クラブ／童楽会	節分	
3月	お誕生会／苑内喫茶 折り紙教室／生け花クラブ／童楽会	ひな祭り	

※ 月に3~4回ボランティア様による散髪があります。

※ 苑外レク・散歩 ⇒隨時天候や入所者の体調等に応じて計画し出掛けています。

(出掛けられるときは、月に1~2回程度、ドライブやお花等の見学、施設周辺の散策を実施)

※ 新型コロナウイルス感染症に伴い、状況をみながらボランティア様の受け入れ対応をしていきます。よって、童楽会や折り紙教室、ボランティア様やご家族様と同席での催し等は中止となることがあります。

<新型コロナウイルス感染症予防対策は、隨時最善なる対策を検討し実施していきます。>

週間予定表

	日	月	火	水	木	金	土
午前	浴槽掃除 (1回／2か月)	月曜浴 リネン交換	火曜浴 リネン交換	水曜浴 リネン交換	木曜浴	金曜浴	土曜浴
午後	行事		2階島寄教室 火曜浴	回診 水曜浴	木曜浴	3階島寄教室 金曜浴	浴槽清掃 土曜浴

* AM・PMレクは可能なときに適宜実施
(密にならない様に、人数や場所を考慮して行う)

* AM・PMに2回ずつ換気を実施

* 新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、行事や島寄教室等は隨時最善での対応を検討し、実施又は中止を決定する。

日課

時間	日課内容	備考
6:00	起床 起床介助／整容	
7:30	朝食	
9:00	排泄介助 バイタル測定	* 医務にて実施。入浴予定者は酸素飽和度測定も実施
:30	リネン交換(月曜～水曜)	
10:00	水分補給介助 換気	* 各階にて水分介助
:30	AM入浴	
11:00	エレベーター誘導(食堂誘導) 換気 ラジオ体操	
12:00	昼食 エレベーター誘導 排泄介助	* 食後各フロアへ誘導 * 希望者より隨時開始
14:00	入浴介助 バイタル測定	* 日曜日は入浴はなし * 状態に応じて医務にて実施。
15:00	おやつ 排泄介助 PMレク	* 希望者より隨時開始 * PMレクは可能なときに適宜実施
16:00	バイタル測定	* 状態に応じて医務にて実施。
:50	エレベーター誘導(食堂誘導)	
18:00	夕食 口腔ケア エレベーター誘導 排泄介助・就寝介助等	* 食後各フロアへ誘導 * フロアに戻られた入所者から順次
20:00	就寝前薬の投薬	* 投薬時間指示に応じた投薬
21:00	消灯 バイタル測定指示者の測定 巡視／体位交換等	
23:00	排泄介助 巡視／体位交換等	* 個別対応での排泄介助
0:00	バイタル測定指示者の測定 巡視／体位交換等	
3:00	排泄介助	
5:00	バイタル測定指示者の測定	

* 時間はあくまでも目安であり、その日の状況に応じて変更があります

* 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて対応に変更があります

* バイタル測定は、入所者、利用者の状況に応じて実施しています。

9:00のみ状態把握のため全員のバイタル測定を実施し、最低週2回は酸素飽和度の測定も実施しています。

令和4年度 事業計画書

栄養課

令和4年度 栄養課 事業計画

特養にご入所の方、および短期入所・通所介護をご利用の方々が安全に楽しく食事を摂り、それが健康の維持につながるようにとの思いで毎日の食事提供をしております。

栄養ケア計画を作成することで特養ご入所の方の体調や身体状況について把握し、改善すべき課題を明確にすることで、各分野の職員が協力して健康管理が行えるようにしております。

○食事形態について

安全に召し上がっていただくために、主食・副食ともいくつかの段階に食事形態を分けて提供します。

主食形態 米飯：軟らかめのごはん

おにぎり：手づかみで食べられるように小さく握ったおにぎり

粥：全粥または、離水に配慮した水分の少ない硬めの粥

粥ミキサー：全粥をペーストにしたものに粥用のゲル化剤を添加

パン：食パン、パン粥

副食形態 形食：食べやすい食材を使用し、軟らかく調理した一般常食

きざみ食：できるだけ外観を壊さないように小さめの1口大に調理

超きざみ食：フードカッター、包丁でごく細かいみじん切り状にカット

食材や出来上がりの状態により、あんかけやとろみ剤の
使用により飲み込みやすく調理(嚥下調整食2-2に相当)

ミキサー食：ミキサーでペースト状に調理(嚥下調整食2-1に相当)

○食事内容

医師の食事箋に基づき、ご入所の方の体調や食事時の様子を観察の上で、栄養ケア計画を作成しております。

検診結果の他、定期的な身長と体重測定を実施し、喫食量と体重の推移観察を行い、食事量を調整します。

○特別な食事提供について

急な体調不良時などは医務の指示を仰ぎ、その時の状態に応じて食事内容を変更して提供します。

液体の飲み込みに困難がある方の水分補給対策として、イオン飲料のゼリーを常備しています。

○献立について

季節感のある食材を使用し、年中行事や苑内行事に合わせた食事・おやつを提供しています。

○口から食べる楽しみの支援について

特養入所者様が、認知機能や摂食嚥下機能の低下により経口摂取が困難となっても、自分の口から食べる楽しみを得られるように、多職種による支援の充実を図ります。

具体的支援内容の例として、

- ・摂食嚥下機能に応じた食事形態の工夫。
- ・認知機能に応じた食事介助の工夫。
- ・食べる時の食事姿勢の工夫。
- ・施設職員の摂食嚥下機能や口腔衛生に関する知識の習得。
- ・歯科医師の協力による、口腔機能の維持・向上。

などについて、多職種が連携して取り組みます。

○栄養士勤務日課

時間	業務内容
9:00	出勤・当日の業務確認
10:00	看護師からの申し送り 特養入所者の喫食状況、排便状況 体調の確認など
10:15	厨房へ連絡事項伝達 事務作業
11:00	昼食準備、配食・配膳、食事介助 おやつ準備、水分補給ゼリー調理など
13:30	昼休憩
14:30	特養 おやつ配膳
15:00	事務作業
17:00	夜勤職員への連絡事項伝達 厨房職員との翌日の作業確認
18:00	退勤

○年間行事予定

月	行事名
4月	花見・誕生会
5月	端午の節句・母の日・誕生会
6月	父の日・誕生会
7月	七夕・土用の丑・誕生会
8月	納涼祭・誕生会
9月	敬老会・十五夜・秋の彼岸・誕生会
10月	運動会・誕生会
11月	誕生会・ハロウィン
12月	クリスマス会・大晦日・誕生会
1月	お正月・春の七草・鏡開き・誕生会
2月	節分・誕生会
3月	ひな祭り・春の彼岸・誕生会

※ その他、握り寿司実演イベント など

2022年度事業計画

居宅介護支援センター さくら

社会福祉法人徳慈会

2022年度 居宅介護支援センターさくら 事業計画

令和4年4月1日

- ① 高齢者的人格を尊重し問題解決を希望する一人ひとりのニーズを考え、適切な情報提供を含む助言や具体的な方法を提示し、サービスの調整を迅速かつ効果的に行ない、高齢者の在宅での生活とその家族に対し不安の無い在宅介護を支援する。
- ② 高齢者及び介護者の負担軽減と社会的孤立の防止に努める。
- ③ 希望に応じて、介護保険制度と関連する諸制度・サービスの申請代行を行う。
- ④ 必要な福祉用具・介護用品の選定を行い、紹介と使用方法の説明を行う。
- ⑤ 広い範囲(他都道府県を含む他市町村)に対し認定調査等の依頼に応じる。

居宅介護支援センターさくら

令和4年度 施設内研修計画

- 4月28日 (木) 介護報酬算定要件に定める看取り介護に関して
- 5月26日 (木) 高齢者虐待防止について(Ⅰ)・身体拘束について(Ⅰ)
- 6月30日 (木) 感染症予防対策について(Ⅰ)
- 7月28日 (木) 事故発生防止の為の研修(Ⅰ)
- 8月25日 (木) 褥瘡対策について
- 9月22日 (木) 緊急時対応について(危機管理・BCP業務継続計画)
- 10月27日 (木) 高齢者虐待防止について(Ⅱ)・身体拘束について(Ⅱ)
- 11月24日 (木) 感染症予防対策について(Ⅱ)
- 12月22日 (木) 認知症・排泄ケアについて
- 1月26日 (木) 事故発生防止の為の研修(Ⅱ)
- 2月16日 (木) 口腔ケアについて
- 3月23日 (木) 排泄ケアについて

- ※ 新人職員に関しては入職後1ヶ月経過後にトランスの仕方・食事関係に関する介助の仕方等についての研修を随時実施します。
- ※ 新規採用時に事故発生防止研修の実施
- ※ 月2回のケースカンファレンスの実施
- ※ 月1回の各委員会の実施
- ※ 他施設職員との交流研修会の実施
- ※ 県の実施する研修会への参加